諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年4月20日(平成28年(行情)諮問第315号) 答申日:平成29年5月1日(平成29年度(行情)答申第35号)

事件名:「第12期情報基礎課程(電波部)」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の5文書(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした決定については,文書5(27枚目の電話番号)を開示すべきである。

文書 1 第 1 2 期情報基礎課程(電波部)

文書 2 情報基礎課程教育資料 衛星と画像分析 26.3.11 情報本部画像・地理部

文書 3 戦略情報概説「情報調整基礎」-第12期情報基礎課程- 平成26年2月25日

文書4 第12期情報基礎課程(情報保全) 26.2.26

文書 5 平成 2 5 年度情報保証教育(情報基礎課程)計画部システム通信課 2 6 . 3 . 3

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月12日付け防官文第2 109号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件にお ける国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されてい

なければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定された PDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日 付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ きである。

(2) 意見書

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特 定・開示されなければならない。

本件異議申立てと同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的 記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官 庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示す るとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所 管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また処分庁も過去における開示決定(平成25年12月25日付け 防官文第17119号)でWordファイルを特定・明示している ので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

イ 「利用又は保存されている状態になく」との諮問庁主張を真に受けるわけにはいかないので、審査会が確認することを求める。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛 省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態に なく」と主張している。

しかしながら、過去の諮問庁の「前科」を見る限り、この主張を額 面どおり信じるわけにはいかない。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できなかったため、不存在であると判断した」(平成22年度(行情)答申第75号2頁)という珍妙な主張を行い、「平成21年度(行情)答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」(上記答申第75号5頁)との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁の主張を,検証することなく,うのみにすることは極めて危険と言わざるを得ない。

事実,上記答申以後も諮問庁は,「組織全体として不都合な事実を 隠蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」(平成 25年度(行情)答申第233号31頁)との指摘を受けている。

平成22年度(行情)答申第75号での諮問庁の珍妙な理屈に従うと、「利用」はされていないが「使用」されている場合、あるいは「保存」されていないが「所蔵」されている場合が想定されるので、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等の有無については、審査会が直接確認することを求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、「情報本部課程教育『情報基礎課程』で使用された テキスト類の全て*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。 **開示対象は2014.4.8-本本B28-①と同じ。」の開示を 求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定 し、法9条1項の規定に基づき、平成28年2月12日付け防官文第2 109号により、法5条2号及び3号に該当する部分を不開示とする原 処分を行った。

(2) 本件対象文書について

開示請求書の「2014.4.8-本本B28-①」とは、同様の文書の開示を求めた別件開示請求の受付番号であり、本件対象文書は別件開示請求に係る開示決定における特定文書と同一の文書である。

(3) 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び理由については、別表のとおりであり、法5条2号に該当する部分については、実在する法律事務所の権利利益を害するおそれがあることから、同条3号に該当する部分については、防衛省・自衛隊の情報業務等の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあること、又は我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- イ 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- エ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条2号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- オ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処 分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年4月20日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年5月9日 審議

④ 同月30日 異議申立人から意見書を収受

⑤ 平成29年3月17日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年4月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省情報本部における第12期情報基礎課程において使用された資料のうち、防衛省情報本部が保有する文書(PDF形式以外の電磁的記録)である。

諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条2号及び3号に該当するとして 不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見 分結果に基づき、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 当審査会において確認したところ、本件対象文書においてマスキング されている部分の一部(文書5の28枚目の一部)について、行政文書 開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認 められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、上記部分は、原処分(行政文書開示決定通知書)において開示された部分と認められるから、 異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では、上記部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

(2)以上を前提として、以下、検討する。

ア 架空の不審電子メールの送付者の電話番号

別表の番号 1 欄に掲げる不開示部分のうち、文書 5 の 2 7 枚目の不 開示部分は、架空の不審電子メールにおける送付者の電話番号であり、 当該不開示部分に対する注釈である「実在する法律事務所の電話番 号」との記載は開示されていると認められる。

当該不開示部分は、当該法人その他の団体の本来の活動等と無関係であることは明らかであり、これを公にしたとしても、いずれの法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなどがあるとは認められないことから、法 5 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書 5の26枚目については、原処分で不開示としたが、開示するとのこ とであるので、これについては判断しない。

イ 防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の情報 業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の 収集・分析能力、情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり、 悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となる など、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひい ては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることに つき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開 示とすることが妥当である。

ウ 我が国政府の情報業務に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には,我が国政府内の情報業務の運用態勢に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国政府内における情報業務の運用要領が明らかとなり、我が国政府の情報業務を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、我が国政府の情報収集・分析活動に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 情報保全業務に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の情報 保全業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報保全業務に関する能力が推察され、悪意を有する相手方をしてその弱点をついた行動を採ることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任

務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるお それがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認 められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 2 号及び 3 号に該当するとして不開示とした決定については、文書 5 (2 7 枚目の電話番号)は、同条 2 号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条 3 号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別表

| 番号 | 7 | 三門テレー た郊公 | て門テレーた 理力 |
|----|----------|---------------------|------------------|
| | | 「開示とした部分 | 不開示とした理由 |
| 1 | 文書 5 | 2 6 枚目及び2 7 枚 | 実在する法律事務所の電話番号 |
| | | 目の電話番号 | が記載されている。 |
| 2 | 文書 1 | 2 枚目ないし12枚 | 防衛省の情報の収集・処理に係 |
| | | 目 , 1 7 枚目ないし | る態勢,分析能力及びその他の情 |
| | | 2 1 枚目, 2 3 枚 | 報業務に関する情報が記載されて |
| | | 目、24枚目及び2 | おり、これを公にすることによ |
| | | 6 枚目ないし127 | り,我が国の安全を脅かそうと企 |
| | | 枚目の一部並びに1 | 図する相手方による情報収集能力 |
| | | 3 枚目ないし1 6 枚 | の間隙を狙った行動や情報の操作 |
| | | 目、22枚目及び2 | による妨害といった対抗措置が講 |
| | | 5枚目の全て | じられるなど,じ後の情報活動の |
| | | | 障害となる。 |
| | 文書 2 | 5枚目の一部 | 防衛省・自衛隊が収集・処理し |
| | | | た情報が記載されており、これを |
| | | | 公にすることにより、防衛省・自 |
| | | | 衛隊の情報関心が推察される。 |
| | | 6枚目ないし8枚目 | 防衛省の情報業務に係る組織・ |
| | | の一部 | 編成に関する情報が記載されてお |
| | | | り,これを公にすることにより, |
| | | | 防衛省・自衛隊の態勢が推察され |
| | | | る。 |
| | | 15枚目の一部 | 防衛省・自衛隊が収集・処理し |
| | | | た情報が記載されており、これを |
| | | | 公にすることにより、防衛省・自 |
| | | | 衛隊の情報業務に関する撮像要領 |
| | | | 及び情報関心が推察される。 |
| | | 17枚目の一部 | 防衛省・自衛隊が収集・処理し |
| | | | た情報が記載されており、これを |
| | | 0 0 14 17 77 0 0 17 | 公にすることにより、防衛省・自 |
| | | 29枚目及び30枚 | 衛隊の情報業務における画像情報 |
| | | 目の全て | の収集要領及び情報関心が推察さ |
| | | | れる。 |
| | | 18枚目の一部 | 防衛省・自衛隊の情報業務に関 |
| | | | する内容が記載されており、これ |
| | | | を公にすることにより、防衛省・ |
| | <u> </u> | <u>L</u> | |

| | 1 |
|--------------|-------------------|
| | 自衛隊の情報業務に関する分析要 |
| | 領及び保全体制が推察される。 |
| 22枚目,23枚目 | 防衛省・自衛隊が収集・処理し |
| 及び26枚目の一部 | た情報が記載されており、これを |
| | 公にすることにより、防衛省・自 |
| | 衛隊の情報業務に関する画像情報 |
| | の収集要領が推察される。 |
| 27枚目の全て | 防衛省・自衛隊が収集・処理し |
| | た情報が記載されており、これを |
| 0.0 # 🗆 🛱 | - 公にすることにより、防衛省・自 |
| 28枚目の一部 | 衛隊の情報業務における画像情報 |
| | の収集能力及び情報収集要領並び |
| | に情報関心が推察される。 |
| 3 1 枚目の一部 | 防衛省・自衛隊が収集・処理し |
| | た情報が記載されており、これを |
| | 公にすることにより、防衛省・自 |
| | 衛隊の情報業務における画像情報 |
| | の分析及び配布要領並びに運用体 |
| | 制が推察される。 |
| 32枚目の一部 | 防衛省・自衛隊が収集・処理し |
| | た情報が記載されており、これを |
| | 公にすることにより、防衛省・自 |
| | 衛隊の情報業務における画像情報 |
| | の分析及び作成内容並びに運用体 |
| | 制が推察される。 |
| 3 4 枚目ないし5 1 | 防衛省・自衛隊が収集・処理し |
| 枚目及び53枚目な | た情報が記載されており、これを |
| いし55枚目の全て | 公にすることにより、防衛省・自 |
| | 衛隊の情報業務における画像情報 |
| | の分析要領、作成要領及び情報関 |
| | 心が推察される。 |
| 5 7 枚目ないし6 0 | 防衛省・自衛隊が収集・処理し |
| 枚目の一部 | た情報が記載されており、これを |
| | 公にすることにより、防衛省・自 |
| 66枚目及び67枚 | 衛隊の情報業務における画像情報 |
| 目の全て | の分析要領、作成状況及び情報関 |
| | 心が推察される。 |
| | |

| | 61枚目の一部 | 防衛省・自衛隊の情報業務に関 |
|--------|---------------|-----------------|
| | | する内容が記載されており、これ |
| | | を公にすることにより、防衛省・ |
| | | 自衛隊の情報業務における画像情 |
| | | 報の運用体制及び作成状況並びに |
| | | 情報関心が推察される。 |
| | 6 2 枚目の全て | 防衛省・自衛隊の情報業務に関 |
| | | する内容が記載されており、これ |
| | | を公にすることにより、防衛省・ |
| | | 自衛隊における多国間地理空間共 |
| | | 同作成事業の取組体制が推察され |
| | | るおそれがあるとともに、我が国 |
| | | と他国との安全保障上の関係を損 |
| | | なうおそれがある。 |
| | 6 4 枚目の一部 | 防衛省・自衛隊の情報業務に関 |
| | | する内容が記載されており、これ |
| | | を公にすることにより、防衛省・ |
| | | 自衛隊の情報業務に関する画像情 |
| | | 報の分析要領が推察される。 |
| | 68枚目の一部 | 防衛省・自衛隊の情報業務に関 |
| | | する内容が記載されており、これ |
| | | を公にすることにより、防衛省・ |
| | | 自衛隊の情報業務に関する運用要 |
| | | 領が推察される。 |
| 文書 3 | 1 6 枚目, 2 0 枚 | 防衛省・自衛隊の情報業務に関 |
| | 目, 21枚目, 23 | する内容が記載されており、これ |
| | 枚目, 37枚目, 4 | を公にすることにより、防衛省・ |
| | 0 枚目ないし4 2 枚 | 自衛隊の情報業務に関する運用要 |
| | 目及び49枚目ない | 領及び情報関心が推察されるとと |
| | し52枚目の一部 | もに、情報関連部署の配置が明ら |
| | | かになることから、情報を得よう |
| | | と企図する者に対し、有為な情報 |
| | | を与えることになる。 |
| 3 文書 3 | 9枚目及び13枚目 | 防衛省・自衛隊の情報業務に関 |
| | の一部 | する内容が記載されており、これ |
| | | を公にすることにより、防衛省・ |
| | | l · |

| | | | 領及び情報関心が推察されるとと |
|---|------|-------------|-----------------|
| | | | もに、情報関連部署の配置が明ら |
| | | | かになることから、情報を得よう |
| | | | と企図する者に対し、有為な情報 |
| | | | を与えることになる。 |
| 4 | 文書 4 | 7枚目、9枚目ない | 防衛省・自衛隊の情報保全業務 |
| | | し16枚目,26枚 | に関する内容が記載されており, |
| | | 目, 27枚目, 30 | これを公にすることにより、防衛 |
| | | 枚目、34枚目及び | 省・自衛隊の情報保全業務に関す |
| | | 49枚目の一部 | る能力等が推察される。 |